

大木一訓（日本福祉大学栄誉教授、労働運動総合研究所顧問）「内部留保」の膨張と21世紀日本資本主義
藤田宏（労働運動総合研究所事務局次長）「新型経営」による「雇用・賃金破壊」と内部留保の急膨張
木地孝之（労働運動総合研究所研究員）「大企業の内部留保をどう活用するか」

【Reference Review 58-4号の研究動向・全分野から】

日本における男女共同参画推進

商学部教授 広瀬憲三

1999年男女参画社会基本法が公布、施行された。これ以降、政府も様々な施策を行い、内閣府にも男女共同参画推進室を設置するなど男女共同参画を推し進めている。しかしながら、国会議員などの議員数、女性の役職への登用、男性の育児休暇の取得などはまだまだ欧米諸国と比べると極めて低いものとなっている。男女での賃金格差も大きい。男性は会社で働き、女性は専業主婦として家事、育児を担うという社会に異議を唱える人は増えてはいるものの、会社では残業、遅い時間帯の会議などを当然とする風潮もあり、職場でそれに異議を唱えることは難しい雰囲気が残ったままであるといえる。

労働者の権利を守る労働組合もまた男女共同参画社会、さらにはワークライフバランスを考えた労働者の働き方を求めた活動をしている。労働組合において、男女共同参画の必要性を説いた論文として、中島圭子論文（「労働組合における男女平等参画のススメ」労働調査 No. 511, 2012年）がある。日本では男女の賃金格差が世界的に見ても大きく、潜在的能力を持った女性を活用していない状況であり、労働組合としての男女平等参画推進の取り組みを紹介している。中島論文でも指摘しているように、女性は多くの場合順番制で役員に登用され、その在任期間も短いという状況を踏まえ、労働組合でも女性の登用の促進、それを可能とする会議時間の設定、効率的運営、女性リーダー養成などが必要であると述べている。このことは、労働組合組織においても会社での一般労働と同じく、男女が共に家事、育児などを行って行く中で労働組合活動するという視点がまだ不十分であることを示していると読むことができよう。

育児休暇についてみると女性に比べ男性の取得率は1%台と極めて低い。この背景には、男女が共に働き、家事、子育て、地域社会への貢献を行って行くような男女共同参画社会とは程遠く、家事、育児の負担を多く女性が担っているのが現状であることを物語っている。男性の育児休暇について論文として斉藤早苗論文（「育児休業取得をめぐる父親の意識とその変化」大原社会問題研究所雑誌 No. 647・648, 2012）がある。斉藤論文では、育児休暇を取得した21名の男性に「育児休暇を取得したいきさつから育児休暇中の家事・育児負担の担い方、育児休暇後の働き方における具体的な変化、意識における変化」等についてインタビューを行い、男性自身が育児休暇を取るまでは、家事労働や育児労働よりも会社での仕事の方が優位性を持つという賃労働優位の規範を持っていたのが、家事と育児を経験することで、賃労働優位性の規範に大きな変化をもたらしたと分析している。ここに挙げられた事例は女性ではなくむしろ男性が読むべきであり、そうすることにより、仕事一辺倒の生き方に対して男性自身が自らの生き方、社会、家族の在り方を考える上でのいいきっかけになると思われる。

家族の男女の役割についての理論として、労働市場と家事労働の相対的な優位性（比較優位）から男性が働き女性が家事労働に専念するという考えがあるが、女性の高学歴化、労働内容の変化などからこの比較優位構造は大きく変化してきている。政府も男女共同参画についての様々な政策を行っているにもかかわらず、男性の家事労働は増えていないのが現状である。野村茂治論文（「男女共同参画社会と社会的規範の変遷」 国際公共政策研究（大阪大学）17巻1号 2012）は、経済学で用いられるゲーム理論を使って、伝統的な家族体制を維持するグループと家族よりも個人を重視する男女共同参画社会を支持するグループの効用水準の変化を分析することにより、男女共同参画社会を実現するための条件について考察を行い、家事労働や育児は女性の仕事という社会規範は変わりつつあるもののなかなか伝統的な考えが取り払われないことが、今までの伝統的なシステムから男女共同参画社会へと移行することの妨げとなっていると考える。

日本において男女共同参画が言われるようになって長いですが、世界経済フォーラムの2013年版「国際男女格差レポート」では、日本は136か国中105位と極めて低い水準に位置している。少子高齢化の中で女性の活用が日本の経済成長にとって重要だという視点だけからの男女共同参画であれば、今の伝統的な考え方はなかなか変化しないのではないかと懸念される。

男女が共に働き、家事・育児、地域への貢献を行うような社会を目指すことが長期的には少子化の問題の解決にもつながるのであり、今後このような社会が実現するために有給休暇取得の義務化や育児休暇取得がしやすくなるような法的整備が求められる。政府の思い切った行動が企業の仕事の在り方、会議の在り方、など従来当然と考えている会社の働き方のシステムを変化させ、その結果、社会的規範も大きく変化し、真の男女共同参画社会の実現へとつながっていくと思われる。

【Reference Review 58-5号の研究動向・全分野から】

「アベノミクス」を一時的なカンフル剤としないために

経済学部教授 小林伸生

昨年末の総選挙によって民主党から自民党へと政権が交代し、第2次安倍内閣が始動した。その後、日本の経済政策は大きく転換し、現時点では経済界はその変化を概ね歓迎しているようである。日経平均株価は衆院解散前（2012年11月15日終値）の8,829円72銭から、14,782円21銭（2013年5月13日終値）へと、約半年の間に7割近くも上昇し、リーマンショック以前の水準を回復している。黒田日本銀行新総裁による大胆な金融緩和政策、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加表明など、積極的な経済政策を明示的に遂行してきたことが好感されていると見ることができる。

しかし、こうした諸指標の好転が、日本経済の本格的な回復に結びつくかどうかは、いまだ不透明な部分が多い。海外の見方も、初動としての安倍政権の経済運営は評価している半面、IMF理事の発言にもある通り、アベノミクスのいわゆる3本の矢（金融緩和、機動的な財政政策、成長戦略）のうち、財政政策と成長戦略については取り組みが不十分との懸念が示されている。

まず、日本経済を離陸させるために必要な成長戦略に関する議論を見る。日本総合研究所理事長の高橋進氏は「成長戦略には適材適所の政策が必要」（『地銀協月報』2012.10）の中で、財政出動の効果上げるためにも、民間の投資や消費の意欲を引き出す政策の必要性を主張し、そのために既得権の